

421680	高木 一貴	421681	大島 善高	421754	高林 浩	421755	當山 修治
421682	坪井友紀乃	421683	毛利 宜功	421756	鳥海 靖幸	421757	中島 慎也
421684	筒井 真	421685	奥岡 亮太	421758	中瀬 雅人	421759	中山 光
421686	飯沼 広基	421687	岩井 覚司	421760	西村 章弘	421761	服部 吉紀
421688	野崎 武文	421689	船橋 健児	421762	馬場 裕士	421763	濱田 卓生
421690	金田 大樹	421691	前田 昌宏	421764	福田 裕丈	421765	佛淵 亮二
421692	濱崎 博史	421693	田中康之亮	421766	松井 良貴	421767	松本 賢弥
421694	茂手木崇一	421695	品川 忠臣	421768	三島 誠司	421769	宮崎 睦子
421696	南川 幸毅	421697	平井 猛博	421770	目原 瞬	421771	森岡 雅人
421698	松井 智弘	421699	松原 元	421772	安田 昌史	421773	柳 人士基
421700	服部 幸佑	421701	菅野 陽元	421774	弥政 泰宏	421775	山本 啓太
421702	小崎 新也	421703	竹内 将人	421776	吉田 祐樹	421777	渡利 祐希
421704	金田 洋之	421705	相田 幸一	421778	青木 稔晃	421779	荒井 雄仁
421706	岩崎 栄二	421707	安藤 直樹	421780	池田 真和	421781	池原 佳那
421708	石田 篤史	421709	池上 達貴	421782	石川 龍一	421783	出雲 伸
421710	青木 洋平	421711	大島 優太	421784	糸数 翔	421785	稲垣 健介
421712	大久保克彦	421713	平澤 龍一	421786	井上 涼	421787	岩佐 洋一
421714	関井 亮介	421715	大橋 健太	421788	岩下 大佑	421789	太田 圭介
421716	直川 光雄	421717	鈴木 穰	421790	岡本 真哉	421791	兼城 貴
421718	磯貝 豊	421719	神田 一弘	421792	加納 篤史	421793	鎌野 暁斗
421720	竹田 臣征	421721	山口 涼	421794	苅谷 彰	421795	岸 耕平
421722	加藤 真吾	421723	山岸 剛	421796	吉川慧翼ジュセフ		
421724	山下 昌之	421725	飯沼 正博	421797	久保 雄太	421798	小林 瞬一
421726	寺本祐太郎	421727	伊原 晃司	421799	佐伯 祐弥	421800	坂元 優紀
421728	川崎健太郎	421729	細井 颯馬	421801	佐藤 拓磨	421802	佐藤 正規
421730	上杉 怜	421731	松永 明子	421803	清水 琢也	421804	鈴木 慎哉
421732	秋元 瞬哉	421733	荒木 彩子	421805	醉山 大貴	421806	瀨川隼也人
421734	有田 傑	421735	石川 剛史	421807	高木 良祐	421808	高橋 優太
421736	伊藤 瞭	421737	岩本 舞	421809	岳野 友美	421810	伊達 克彦
421738	大川 章	421739	岡本 卓也	421811	寺林 裕貴	421812	十和田和也
421740	片貝 晃久	421741	金澤 弘樹	421813	中川 毅	421814	中倉 剛輔
421742	河村 拓哉	421743	久保田広亮	421815	中村 潤	421816	西垣 泰地
421744	齋藤 浩一	421745	佐久川 祥	421817	萩野 翔	421818	橋本 勇人
421746	佐藤 翼	421747	山田 恵実	421819	馬場 章慎	421820	松本 泰孝
421748	清水 義允	421749	鈴木 洋平	421821	水谷 優介	421822	毛利 勇貴
421750	須山 雄嗣	421751	関川 拓己	421823	元木 宏行	421824	吉田 博英
421752	園田 祥人	421753	高橋 敬一	421825	和田 壮久		

○国土交通省告示第五百四十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和三年六月十七日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

東海北陸自動車道	南砺市本江二一六番四から小矢部市清水三五二三番三まで	国土交通大臣 赤羽 一嘉	令和三年六月十八日六時
----------	----------------------------	--------------	-------------

○観光庁告示第三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社エイチ・アイ・エス（登録研修機関第五十七号）から登録研修機関の住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和三年六月十七日

観光庁長官 薄生 篤実

一 登録研修機関の住所の変更

変更前	東京都新宿区西新宿六丁目二番十八号
変更後	東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

二 研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都新宿区西新宿六丁目二番十八号
変更後	東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

三 変更の年月日 令和三年二月十八日

○四国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和三年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月十七日

四国地方整備局長 丹羽 克彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号及び三百十九号	三豊市財田町財田上字澁倉七六八九番四地先から同市財田町財田上字奥の内七五四七番三地先まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所
供用開始の期日	令和三年六月十七日	

○四国地方整備局告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和三年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月十七日

四国地方整備局長 丹羽 克彦

- 一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域
一般国道 三十二号及び三百十九号 三豊市財田町財田上字澁倉七六八九番四地先から同市財田町財田上字奥の内七五四七番三地先まで
- 二 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 三 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 四 占用の制限の開始の期日 令和三年六月十七日
- 五 図面縦覧場所 四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所